

三春町復興推進計画

平成 27 年 6 月 12 日
福島県三春町

1. 計画の区域 三春町全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、いまだかつて経験したことのない未曾有の災害であり、本町においても道路（239 か所）や学校等の公共施設、個人住宅（全壊 30 棟、半壊 174 棟、一部破損 1,182 棟）などが甚大な被害を蒙った。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、人体への健康被害への不安や、農作物の出荷制限、農林業、商工業、観光業などへの風評被害等をもたらし、学校・幼稚園・保育所などでの屋外活動の制限や、農作物の作付制限、観光客の減少等、深刻な被害を受けた。

こうした中で、本町経済の活力再生に向けて、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進めることにより、被災者の雇用継続及び新規雇用を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の中核的産業である生産用機械器具製造業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援し、雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する株式会社芳三工業（以下「対象事業者」という。）が三春町大字熊耳字中田において、精密板金加工工場を増設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町の生産用機械器具製造業は、町内の製造業における従業員数で第 1

位であり、はん用機械器具製造業や金属製品製造業と並ぶ本町の中核的産業である。

また、本事業は、本町の生産用機械器具製造業の従業員数の約37.8%を占める事業者が実施するものであり、5人の新規雇用を創出する予定である。

したがって、本事業は、目標に掲げた「被災者の雇用継続及び新規雇用を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与する中核的な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東邦銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、本町に立地する製造業の企業のなかでも売上高と従業員数において上位の企業である。また、従業員の雇用にあたっては、町内をはじめ地元から採用することを基本方針としており、地域に根差した企業として本町の活力の源になっている。

当該計画の実施は、対象事業者の生産能力を向上させ、企業の拡大と発展が望めるものであり、これにより地域に立地している製造関連業の活性化や雇用の安定と更なる雇用の創出につながるものである。

これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、本町、三春町商工会、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする三春町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。